１１．障がいのある子の支援

（１）特別児童扶養手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	２０歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者に手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５７ページの「（２）国民年金法障害等級表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳または療育手帳、　印鑑、手当用診断書、保護者名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類など

（２）障害児福祉手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の２０歳未満の重度障がいのある人のうち、日常生活において常時介護を必要とする人に手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５８ページの「（３）障害児福祉手当障害程度表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、手当用診断書、障がいのある児童名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類　など

（３）室蘭市災害遺児手当

【担当】室蘭市役所 子育て支援課 児童福祉係　TEL 25-2494

■内容	労働災害または交通事故により、父母のいずれかが死亡もしくは障がいの状態となったとき、またはその他の原因により父母が共に死亡したとき、義務教育中の児童を養育している人に手当が支給されます。
■対象	①引き続き６か月以上本市に居住していること ②障がいの場合、児童扶養手当法第４条に規定する障がいの状態にあること
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】事故証明書、戸籍謄本（本籍が市外の場合）、身体障害者手帳または診断書、請求者名義の預貯金通帳、など

（４）軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容 ■対象 ■手続き	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入または修理に要する費用の一部を助成します。対象児が安心して日常生活をおくることを支援するとともに、保護者の経済的負担の軽減をはかるための事業です。 対象用件などがありますので、事前に担当までお問い合わせください。

（５）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【担当】室蘭市役所 健康推進課　TEL 45-6610

■内容 ■対象 ■手続き	在宅の小児慢性特定疾病児童など（医療受給者証の認定を受けている者）のうち、児童福祉法や障害者総合支援法による給付を受ける事のできない人に対し、特殊寝台などの日常生活用具が給付されます。 資格要件などの詳しいことについては担当にお問い合わせください。

（６）特別支援教育

【担当】室蘭市教育委員会 学校教育課　TEL 22-5055

特別支援学級	障がいなどにより、通常学級における教育や配慮では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のための学級です。児童生徒一人一人の状況や特性に応じて、特別な教育的支援を行います。 (注)対象児童生徒が在籍する場合に開設しています。
特別支援学校	障がいなどによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とし、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育が行われます。 ＜市内の特別支援学校＞ ○北海道室蘭養護学校（知的障がい対象、小学部・中学部・高等部） ○北海道室蘭聾学校（聴覚障がい対象、幼稚部・小学部・中学部）
言語障害通級指導教室	ことばに障がいなどをもつ児童に対して、通級により障がいなどを改善するための指導を行います。 ＜設置校＞みなと小、蘭北小、海陽小、地球岬小
幼児ことばの教室	ことばに障がいまたは不安がある幼児に対して、就学前に障がいなどを改善するための指導を行います。 ＜設置校＞みなと小、蘭北小
特別支援教育就学奨励費の助成	特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品購入費や学校給食費などの一部を助成しています。 また、言語通級指導教室に通っている児童の交通費も助成しています。
通学、校外活動の交通費の助成	情緒学級、肢体不自由学級、病弱学級、弱視および難聴学級に在籍する児童生徒の通学費、校外活動費（肢体不自由のみ）を助成しています。

（７）特別支援保育

【担当】室蘭市役所 子育て支援課 子ども育成係　TEL 25-2400

■内容	子どもが中・軽度の障がいで集団保育・通所が可能な場合、原則３歳以上であれば、保育所・認定こども園に入所できます。 ＜実施保育所＞　全保育所・認定こども園
■対象	日中仕事をしているなどの理由で子どもの保育を必要とする家庭。

（８）障がい児サービス

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■利用までの流れ

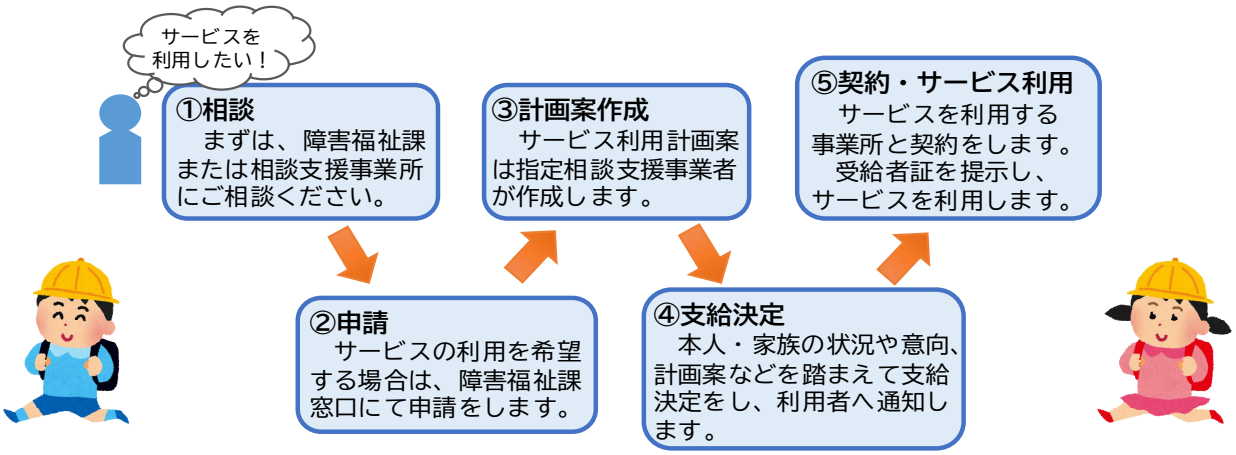

サービス利用開始後は・・・
一定期間ごとに、相談支援事業所からサービス利用状況の確認(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス内容の見直しを行います。

放課後等デイサービス

障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

■対　象
原則、小学生から高校生までの障がいのある子ども

■期　間
放課後、長期休暇中

■実施施設

施設名	住所	電話番号
デイサービスリハセンターＫ＆Ｋ	母恋北町 2-3-1	25-5522
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501
ひまわり	寿町 1-1-9	83-7657
放課後等デイサービスほくと	日の出町 1-21-1	84-1500
放課後等デイサービス　すてら	中島本町 3-16-8	57-4149
ゴチャマーゼ	中島町 1-8-5　プレアディス中島 5F	84-9783
放課後等デイサービス　クルハウス	知利別町 2-22-64	48-9133
放課後等デイサービス　ウタラ	宮の森町 2-104-1	090-2056-7181
りんく　むろらん	宮の森町 3-11-18	83-6740
ほたて	崎守町 381-21	59-5397
おたがいサロン	白鳥台 5-1-10	50-3890

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。

■対　象

就学前の発達の遅れや障がいのある子ども

■実施施設

施設名	住所	電話番号
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501
ひまわり	寿町 1-1-9	83-7657
放課後等デイサービス　ウタラ	宮の森町 2-104-1	090-2056-7181
おたがいサロン	白鳥台 5-1-10	50-3890

保育所等訪問支援

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

■対　象

発達の遅れや障がいのある子ども

■訪問先

保育所、幼稚園、小学校など

施設名	住所	電話番号
子ども発達支援センターあいくる	母恋南町 2-22-3	25-5501

障害児入所支援

障がいのある子どもの入所による保護、日常生活の指導、自立に必要な知識・技能取得の訓練を行います。

■実施施設

施設名	住所	電話番号
室蘭言泉学園	母恋南町 5-5-39	22-3037

短期入所・日中一時支援

保護者の出張や入院、育児疲れなどの子どもの短期間または日中の預かりを行います。

■実施施設

施設名	住所	電話番号
室蘭言泉学園（短期入所）	母恋南町 5-5-39	22-3037
日中一時支援事業所「にこにこ」	母恋南町 5-5-39	22-3037
ろぐらん（日中一時支援）	八丁平 4-25-14	41-7887

『子ども発達支援センターあいくる』

あいくる、とは？

心身の発達に心配のある児童を対象に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援を提供する施設です。保護者からの相談対応・日常生活の指導や集団生活への適応訓練を行いながら、子どもの成長をお手伝いします。「あいくる」とは、「愛くるしい子どもたちが集い、たくさんの愛が集まる場所になりますように」との思いが込められています。

ぜひご相談ください！

お子様の困り感について、一人で悩まずに、まずはあいくるにご相談ください。
あいくるでは、内容によって、臨床心理士や保育士、理学療法士が相談に応じます(相談無料)。施設の利用に限らず、相談をお受けしています。内容によっては、専門機関を紹介いたします。

支援ファイル『すてっぷ』

発達に心配のある子どもについて、乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容を関係者と共有し、適切な支援を受けるための支援ファイル「すてっぷ」を作成、配布しています。
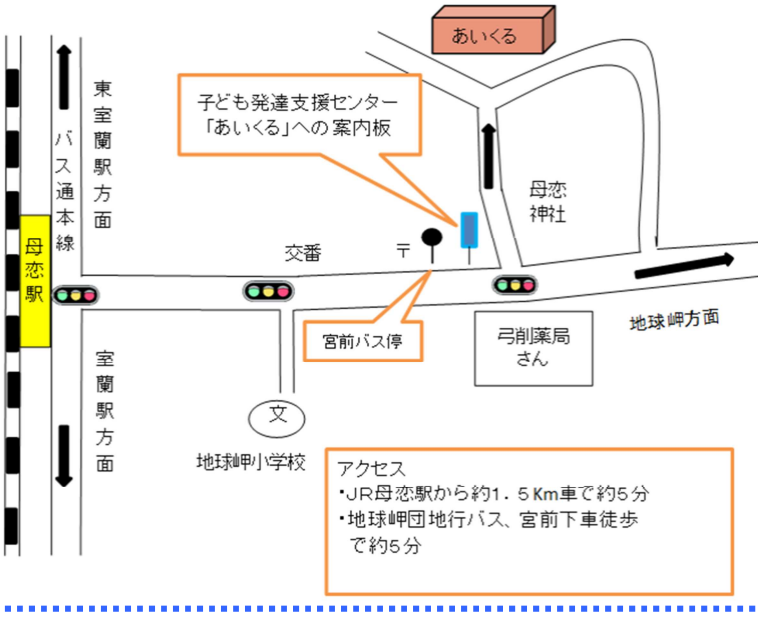
【問い合わせ先】
保健福祉部子育て支援課子ども発達支援センターあいくる
室蘭市母恋南町２丁目22番３号
TEL：25-5502　FAX：25-5500